

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第37号 宇治市産業会館条例施行規則の一部を改正する規則 ……（産業振興課）…2

告 示

- 告示第144号 令和3年宇治市斎場休場日の指定
……………（環境企画課）…2
- 告示第145号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…3
- 告示第146号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3
- 告示第147号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…3
- 告示第148号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3

公 告

- 公告第70号 横島関連面整備（十一その5）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…4

教 育 委 員 会

- 告示第16号 教育委員会の招集……………6

選 挙 管 理 委 員 会

- 規程第2号 公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程……………6
- 告示第29号 投票管理者及び同職務代理者の選任……………6
- 告示第30号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任……………8
- 告示第31号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間……………8
- 告示第32号 ポスター掲示場の設置場所……………8

公 営 企 業

- 規程第9号 宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……………17

規 則

宇治市産業会館条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年10月12日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第37号

宇治市産業会館条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市産業会館条例施行規則（昭和62年宇治市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「使用」を「使用の許可」に改め、同条第1項中「に基づき」を「により」に、「」を市長に提出しなければ」を「又は別記様式第1号の2）により市長に申請しなければ」に改め、同条第2項本文中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、宇治市産業会館使用許可書（別記様式第2号又は別記様式第2号の2）を当該申請をした者に交付するものとする。

第5条第2項中「使用許可」を「使用の許可」に、「、使用の際常に前項の」を「、会館の使用に際し、前項又は次条第2項の規定による」に、「、これ」を「、職員にこれ」に改める。

第12条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 産業情報コーナーを独立した仕事等を行う共働空間として使用する場合

第14条中「、第9条第2項中「市長は、前項の規定に違反する者に対しては、入場を拒否し、退場」とあるのは「前項の規定に違反する者に対しては、指定管理者にあつては入場を拒否し、市長にあつては退場」と、第11条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項及び第11条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市長は、前項の規定に違反する者に対しては、入場を拒否し、退場」とあるのは「前項の規定に違反する者に対しては、指定管理者にあつては入場を拒否し、市長にあつては退場」に改める。

別表中「年額1,500円」を「月額100円」に改め、同表の備考第3項中「は1年」を「は1月」に、「、1年」を「、1月」に、「年間」を「月額の」に改め、同表の備考第4項及び第5項を削る。

別記様式第1号の次に次の様式を加える。

別記様式第1号の2（第3条関係）

宇治市産業会館使用許可申請書

年 月 日	
宇治市長宛て	
住 所	
団体名	
申請者 氏 名	
電話番号	
宇治市産業会館条例第4条第1項の規定により産業情報コーナーを独立した仕事等を行う共働空間として使用したいので、次のとおり申請します。	
使 用 的 目 的	

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用の条件	
備 考	

別記様式第2号の次に次の様式を加える。

別記様式第2号の2（第5条関係）

宇治市産業会館使用許可書

申請日 年 月 日	
住 所	
申請者 団体名	
氏 名	様
電話番号	
使 用 的 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用の条件	
備 考	

上記のとおり許可します。

年 月 日

許可番号（第 号）
宇治市長 印

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年11月19日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る附属設備使用料について適用し、同日前の申請に係る附属設備使用料については、なお従前の例による。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第144号

令和3年宇治市斎場休場日の指定について

宇治市斎場条例施行規則（昭和59年宇治市規則第10号）第2条第1項の規定により、令和3年宇治市斎場休場日を次のとおり定めます。

令和2年11月27日

宇治市長 山本 正

月	宇治市斎場指定休場日		
1月	5日（火）	15日（金）	27日（水）
2月	2日（火）	13日（土）	25日（木）
3月	3日（水）	13日（土）	25日（木）
4月	6日（火）	17日（土）	29日（木）
5月	5日（水）	16日（日）	28日（金）
6月	5日（土）	13日（日）	25日（金）
7月	1日（木）	12日（月）	24日（土）

8月	5日（木）	15日（日）	27日（金）
9月	2日（木）	13日（月）	25日（土）
10月	1日（金）	17日（日）	29日（金）
11月	4日（木）	15日（月）	27日（土）
12月	3日（金）	13日（月）	25日（土）

1月1日は、宇治市斎場条例施行規則により休場します。

宇治市告示第145号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年11月27日から14日間

令和2年11月27日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
宮北開線	神明宮北109番地の3 神明宮北108番地	前	5.8 ～6.6	35.1	
	神明宮北109番地の3 神明宮北108番地	後	5.8 ～9.5	35.1	
矢落菰場線	宇治樋ノ尻60番地 宇治樋ノ尻60番地	前	5.9 ～6.8	74.6	
	宇治樋ノ尻60番地 宇治樋ノ尻60番地	後	6.5 ～7.4	74.6	
宇治147号線	宇治池森45番地先 宇治池森45番地	前	1.7 ～2.3	10.7	終点地番「宇治池森45番地」を「宇治池森46番地の2（右）」に改正。
	宇治池森63番地の1 宇治池森46番地の2（右）	後	6.5	10.7	
天神台16号線	宇治池森46番地の2 宇治池森45番地の2	前	4.2 ～5.9	11.5	
	宇治池森46番地の2 宇治池森45番地の2	後	4.2 ～9.2	11.5	

宇治市告示第146号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年11月27日から14日間

令和2年11月27日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-----	---------	---------

宮北開線	神明宮北109番地の3 神明宮北108番地	令和2年11月27日
矢落菰場線	宇治樋ノ尻60番地 宇治樋ノ尻60番地	令和2年11月27日
宇治147号線	宇治池森63番地の1 宇治池森46番地の2（右）	令和2年11月27日
天神台16号線	宇治池森46番地の2 宇治池森45番地の2	令和2年11月27日

宇治市告示第147号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年11月27日から14日間

令和2年11月27日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
桐生谷東裏線	広野町桐生谷95番地の1 広野町桐生谷96番地の1	前	5.2 ～5.3	13.7	
	広野町桐生谷95番地の1 広野町桐生谷96番地の1	後	5.2 ～6.0	13.7	
菟道185号線	菟道車田58番地の41 菟道車田58番地の6	前	3.7 ～3.9	12.8	
	菟道車田58番地の41 菟道車田58番地の6	後	4.7 ～4.9	12.8	
菟道205号線	菟道車田58番地の6 菟道車田58番地の8	前	3.7 ～3.9	19.0	
	菟道車田58番地の6 菟道車田58番地の8	後	4.7 ～4.9	19.0	
槇島町109号線	槇島町一丁田30番地の1 槇島町一丁田31番地の1	前	6.0	19.8	
	槇島町一丁田30番地の1 槇島町一丁田31番地の1	後	6.5	19.8	
槇島町111号線	槇島町月夜20番地の5 槇島町月夜29番地の1	前	5.3 ～7.3	21.7	
	槇島町月夜20番地の5 槇島町月夜29番地の1	後	6.7 ～8.5	21.7	

宇治市告示第148号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年11月27日から14日間 令和2年11月27日		
宇治市長 山本 正		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
桐生谷東 裏線	広野町桐生谷95番地の1 広野町桐生谷96番地の1	令和2年11月27日
菟道18 5号線	菟道車田58番地の41 菟道車田58番地の6	令和2年11月27日
菟道20 5号線	菟道車田58番地の6 菟道車田58番地の8	令和2年11月27日
横島町1 09号線	横島町一丁田30番地の1 横島町一丁田31番地の1	令和2年11月27日
横島町1 11号線	横島町月夜20番地の5 横島町月夜29番地の1	令和2年11月27日

公 告

宇治市公告第70号

横島関連面整備（十一その5）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

横島関連面整備（十一その5）管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づき予定価格を事後公表する工事です。

令和2年11月13日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 横島関連面整備（十一その5）管渠建設工事

（2）工事場所 宇治市横島町十一地内ほか

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長		L＝692.9m
推進工	VPφ200	L＝100.2m
	SPφ300	L＝12.4m
開削工	VUφ200	L＝580.3m
人孔工		N＝27箇所
取付管工		N＝20箇所
汚水樹設置工		N＝20箇所
舗装工（t＝5cm、10cm及び15cm）		A＝1,508㎡
立坑工		一式
薬液注入工		一式

（4）工 種 土木一式工事

（5）工事期間 契約日から令和3年3月31日まで 98日間

（6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合を除く。

（5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

（6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。

（7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における土木一式の総合評価値（P）が870点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（9）以下のいずれかの条件を満たすこと。

① 3か月以上の雇用関係にある「公益社団法人 日本推進技術協会」に登録された推進工事技士を配置し得ること（推進工事技士、監理技術者及び現場代理人の兼務は可とする。）。

② 技術者として推進工法の施工実績（公共及び元請で平成22年度以降のものに限る。）を有し、3か月以上の雇用関係にある専任の監理技術者を配置し得ること。

③ 会社として推進工法の施工実績（公共及び元請で平成27年度以降のものに限る。）を有すること。

（10）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（11）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

（1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 以下のいずれかの書類

a）配置予定推進工事技士調査書

b）配置予定監理技術者調査書1

c）施工実績調査書

② 配置予定監理技術者調査書2

（配置予定推進工事技士が配置予定監理技術者を兼務する場合及び上記の配置予定監理技術者調査書1を提出する場合は不要）

③ 配置予定現場代理人調書

（配置予定推進工事技士及び配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和2年11月13日 午前9時から
令和2年11月19日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和2年11月13日 午前9時から
令和2年11月19日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和2年12月1日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和2年11月13日 午前9時から

令和2年12月16日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課
FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和2年11月13日 午前9時から
令和2年12月2日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和2年12月8日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和2年12月15日 午前9時から午後6時まで
令和2年12月16日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和2年12月17日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第16号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和2年11月17日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和2年11月18日 午前8時15分

開会場所 宇治市役所601会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

2 会期について

3 令和2年11月宇治市議会臨時会提出議案に係る意見聴取について

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会規程第2号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年11月12日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和45年宇治市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第17号中「別記様式第17号」を「別記様式第17号（第36条関係）」に、「何告示」を「選挙選挙長告示」に、「何選挙」を「選挙」に、「選挙長 氏名」を「選挙長」

「性 届出」を「届出」に、

性 別	届出 の別

届出 の別

「生年月日」を「満年齢」に改め、同様式の備考を削る

生年月日 (満 歳)

満年齢

。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第29号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和2年12月5日執行予定の宇治市長選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和2年11月12日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子